

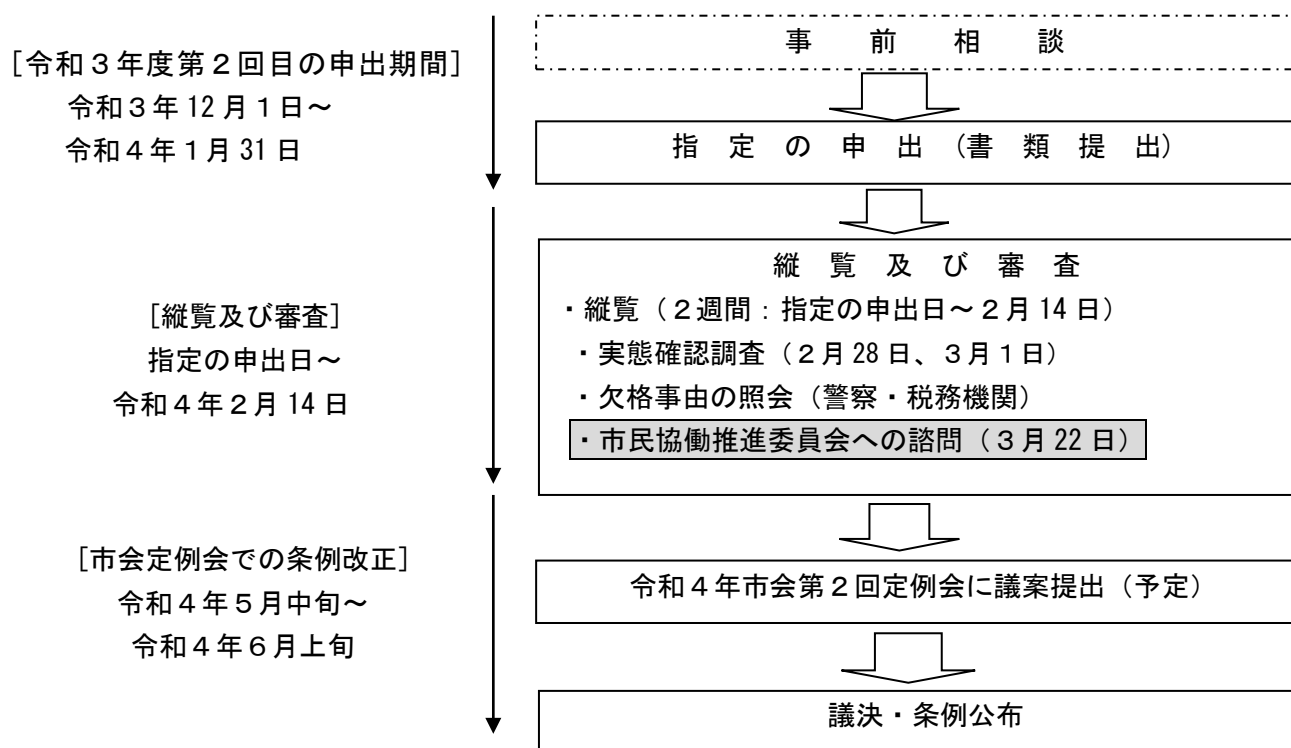
特定非営利活動法人の条例指定について

令和3年度第2回目の申出期間中に次の法人から指定の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

- (1) 申出期間（令和3年度第2回目）
令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）
- (2) 申出法人
特定非営利活動法人おれんじハウス
- (3) 指定の基準の適合についての資料
申出法人の概要 【資料6-2】
申出法人の指定基準適合表 【資料6-3】
申出法人の公益要件（指定基準2）の適合について 【資料6-4】

2 申出から指定までの流れ



3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

【関係法令】

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第4条第2項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 おれんじハウス	
代表者の氏名	理事長 中陳 亮太	
主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区栄町1番地19 グレイス横浜ポートシティ1階	
設立年月日	平成25年4月1日	
定款に記載されている目的	この法人は、保育を必要とする子どもに対して保育運営をはじめ、家庭的な雰囲気の中で子どもの成長にあわせた保育サービスを行い、子育て支援や地域の方との交流を図ることを目的とする。	
活動分野	(1) 子どもの健全育成を図る活動 (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	
事業の概要	(1) 保育所の運営 (2) 子育てに関する情報の提供、相談、支援、地域交流事業	
活動地域	横浜市全域	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	【収支の概要】 (平成31年度) 収入合計 422,599,564円 支出合計 420,521,785円 収支差額 2,077,779円 (令和2年度) 収入合計 450,541,126円 支出合計 440,067,226円 収支差額 10,473,900円 (令和3年度(予算)) 収入合計 480,600,000円 支出合計 472,140,000円 収支差額 8,460,000円	【資産、負債等の概要】 (令和2年度末) 資産合計 294,666,601円 負債合計 116,118,092円 正味財産合計 178,548,509円

申出法人の指定基準適合表（指定基準2（公益要件）については、【資料6-4】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 おれんじハウス
			判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合
指定基準2	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料5-4】参照	適合
指定基準3	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員の数に占める役員及びその親族等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合
指定基準3	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
指定基準4	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
指定基準4	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合
	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
指定基準5	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
指定基準5	カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	指定基準6	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等
指定基準7	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準8	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消があった日以前1年以内に理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は特例認定の取消があった日以前1年以内に理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NP0法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
欠格事由	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合
欠格事由	(8) 次のいずれかに該当する法人		
	ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
欠格事由	イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	備考1	縦覧期間中（令和4年1月31日（申出日）～令和4年2月14日）の市民からの法人に対する意見	
備考2	実態確認調査日		①令和4年2月28日 ②令和4年3月1日

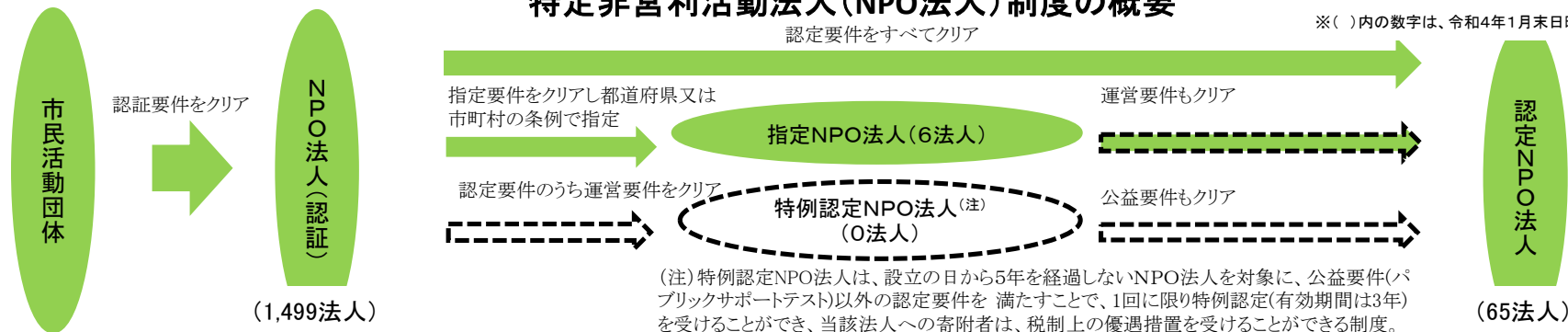
申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準2：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人おれんじハウス
		法人による説明内容(要約)
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※ 次の(7)から(オ)の項目を総合的に判断		
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	■過去の事業報告書等 ■補助金交付決定通知書・確定通知書 ■委託契約書	横浜市子ども青少年局からの委託で2016年4月1日から現在まで横浜市の産前産後・育児支援・養育支援ヘルパーの派遣事業を行っております。妊娠後期でお腹が大きくなり家事の負担が大きい方、体調が悪くて家事ができない方、里帰り出産をせずに身近に頼りにできる人もいなくて困っている方、育児で心身に疲れを抱えている方に対して「食事・洗濯・掃除・買い物など」の家事支援から「授乳・オムツ交換・沐浴など」の育児支援を主体に地域の皆様のご要望にお応えできるよう、活動しております。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類	当法人はすべての家族に子育てのよろこびを・すべてのこどもに”そのらしさ”をビジョンに2013年4月1日から現在までに小規模保育園・企業主導型保育園を横浜市に6園、江戸川区に3園の継続した増園と運営をして参りました。財政面では行政からの補助金・給付金があり、安定した収入を得ております。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	■パンフレット、広報誌	保育園事業や、各種ヘルパー事業の案内として当法人のホームページに詳細を載せており、対象になる方がご連絡を頂きやすい配慮を行い、受益の機会を開いております。各種ヘルパー派遣事業においては、横浜市が定める対象者であればサービスを利用でき、その他特段の条件は定めていません。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	■活動資料	保育園事業や各種ヘルパー事業以外には、地域の方々が参加できる子育て支援イベントとして、こども食堂や子育て相談会の開催などの活動もしております。その他、2019年に行われた横浜マラソンや、2019年から2021年に行われたChallenging Womenプロジェクトin YOKOHAMAでは、イベント企画・協力として当法人が遊具などを持ち込み託児所を設置運営しました。
(オ) その他、市民の利益に資すること	■パンフレット、広報誌	未就園児を育てるお母さんや困っているお母さんのセーフティーネットとして、反町(横浜市)と中葛西(江戸川区)の企業主導型保育園では無料の一時保育事業も行っており、地域の方に安心して育児をして頂くサポートが出来るよう活動しています。また、こども専門の訪問看護ステーションでは医療的ケアが必要なご世帯へ在宅支援をおこなっており、精神面、心理面における心のケア、お子さまの状態に合わせた、一人一人の成長と発達の支援を行っております。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(7) 行政等から支持を受けている実績	■補助金交付決定通知書・確定通知書 ■委託契約書 ■帳簿類	①横浜市との協働(横浜市子ども青少年局子ども家庭課・中央児童相談所) ・横浜市産前産後ヘルパー事業(横浜市子ども青少年局子ども家庭課から委託) ・横浜市育児支援ヘルパー事業(横浜市子ども青少年局子ども家庭課から委託) ・横浜市養育支援ヘルパー事業(横浜市子ども青少年局中央児童相談所から委託) [内容] 横浜市子ども青少年局から委託を受け、訪問した居宅等における育児機能の補完・支援を目的とした事業を行っている。 [期間] 平成28年4月1日～令和4年3月31日

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、令和4年1月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市委会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法

条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・令元条例38・令2条例26・令3条例28・令3条例53・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町 1,411 番地の5	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 94 番地	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台 2 丁目 3 番地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人 STスポット横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町 1 番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで

条例別表の最後に、今回指定の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を追加します。